

佐渡汽船の運賃割引 佐渡市民サービスカード(介護帰省)の 更新手続きについて(お知らせ)

以下の内容をご確認の上、更新手続きを行うよう、お願いいたします。

1 申請に必要な書類

①佐渡市民サービスカード交付・更新申請書(様式第4号)

※作成に当たっては記入例を参考に作成ください。

②介護保険被保険者証の写し

※三つ折りのものを開いてコピーをして提出ください。

※後期高齢者医療被保険者証では**ありません**ので、ご注意ください。

※佐渡市民サービスカード(準住民用)の有効期限内に介護保険被保険者証の認定期間が切れ、すでに、提出された場合でも再度提出をお願いします。

③申請者の身分証明書(運転免許証、マイナンバー等)の写し

※戸籍抄本もしくは戸籍謄本等は**不要**です。

2 申請方法

申請に必要な書類を揃えて、佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンターへ提出してください。郵送の場合は下記の佐渡市交通政策課へ郵送ください。

3 受付場所

佐渡市交通政策課、各支所、各行政サービスセンター(平日8:30~17:30)

4 更新手続きにあたっての注意事項

・更新手続きは、**令和5年8月1日**より受け付けます。

・1年間の来島が6回(6往復)以上ない場合、**更新できません**ので、ご注意ください。

※利用回数は交通政策課でも確認を行っています。

・**1人の方**の来島が1年間6回(6往復)以上になります。家族、兄弟姉妹合わせて6回(6往復)ではありませんので、ご注意ください。

・**以下の場合も更新できません。**

例: 要介護もしくは要支援の認定が解除された場合、

介護を必要とされる方が佐渡市から転居した場合、

介護を必要とされる方が施設等へ入所し、介護が必要なくなった場合、等

・自動車航送を利用された方は利用回数を申請書にご記入ください。

・新たな「佐渡市民サービスカード(準住民用)」は交通政策課から1~2週間程を目途に郵送します。

・古い「佐渡市民サービスカード」は新たな「佐渡市民サービスカード(準住民用)」が届き次第、速やかに廃棄ください。

【送付先／お問い合わせ先】 佐渡市観光振興部交通政策課
〒952-1292佐渡市千種232番地
TEL 0259-63-3184